



スカパーJSAT

衛約款-P1-10-001

SafetyBirdサービス 契約約款

第5版
(平成22年4月)

スカパーJSAT株式会社

SafetyBird サービス契約約款・目次

第1章 総則	1
第1条 約款及び料金表の適用	1
第2条 約款の変更	1
第3条 用語の定義	1
第2章 SafetyBird サービスの内容	4
第4条 SafetyBird サービスの品目等	4
第5条 SafetyBird サービスの提供に使用する人工衛星	4
第6条 SafetyBird サービスのサービス提供区域	4
第7条 SafetyBird サービスの提供に使用する周波数	4
第8条 専用回線の一端	5
第9条 SafetyBird 地球局設備の据え付け等	5
第10条 電波法上の手続き	5
第3章 契約	6
第1節 契約申込及び利用契約の締結	6
第11条 利用契約の単位等	6
第12条 サービス期間	6
第13条 サービス期間終了による暗号解除キーの返却	6
第14条 契約申込の方法	6
第15条 契約申込の期限	6
第16条 利用開始日	7
第17条 契約申込の承諾	7
第18条 他人利用	7
第2節 契約者が行う利用契約事項等の変更の請求	8
第19条 サービス品目の変更の請求	8
第20条 利用開始日の変更の請求	8
第21条 SafetyBird 地球局設備等の変更の請求等	8
第22条 変更の請求に対する承諾	8
第3節 当社が行う利用契約の変更	9
第23条 電気通信設備の使用不能に伴う利用契約の変更	9
第24条 利用契約の変更請求	9

第4節 権利の譲渡	9
第25条 利用契約に基づく権利の譲渡の禁止	9
第26条 契約者の地位の承継	9
第27条 契約者の名称等の変更	9
第5節 利用契約の解除等	10
第28条 当社が行う利用契約の解除	10
第29条 契約者が行う利用契約の解除	10
第4章 SafetyBird サービスの提供の中止及び停止	11
第30条 サービス提供の中止	11
第31条 サービス提供の停止	11
第5章 接続等	12
第1節 SafetyBird 自営端末設備の接続等	12
第32条 SafetyBird 自営端末設備の接続	12
第33条 SafetyBird 自営端末設備に異常がある場合等の検査	12
第2節 自営電気通信設備の接続等	13
第34条 自営電気通信設備の接続	13
第35条 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	13
第6章 利用の制限	14
第36条 SafetyBird サービスの利用の制限	14
第7章 料金等	15
第1節 料金の支払義務	15
第37条 料金表の設定	15
第38条 登録料の支払義務	15
第39条 サービス利用料の支払義務	15
第40条 暗号解除キー追加利用料の支払義務	15
第41条 ネットワーク端末設備接続料の支払義務	15
第42条 サービス提供の停止期間における料金等の支払義務	16
第43条 暗号解除キー再貸与料の支払義務	16
第44条 支払いを要しない料金	16
第45条 月額料金の日割	16
第2節 料金の計算	17
第46条 料金の計算方法等	17

第3節 割増金及び延滞利息	17
第47条 割増金	17
第48条 延滞利息	17
第4節 違約金	17
第49条 違約金	17
第8章 保守	18
第50条 電気通信設備の維持	18
第51条 SafetyBird 地球局設備の点検	18
第52条 契約者の維持責任	18
第53条 契約者の切分責任	18
第9章 損害賠償等	19
第54条 責任の制限	19
第55条 免責	19
第10章 その他の提供条件	20
第56条 SafetyBird 地球局設備等の据え付けに関する申請等	20
第57条 SafetyBird 地球局設備の保管及び運用等	20
第58条 電波干渉対策に要する工事等	20
第59条 ネットワーク端末設備の報告	20
第60条 SafetyBird 地球局設備の設置場所等の提供	20
第61条 SafetyBird 地球局設備に必要な電気の提供	20
附則	21

第1章 総則

(約款及び料金表の適用)

第1条 当社は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）、電波法（昭和25年法律第131号。以下「電波法」といいます。）その他の法令の規定によるほか、このSafetyBird サービス契約約款（以下「約款」といいます。）及びSafetyBird サービス料金表（以下「料金表」といいます。）に基づいて、SafetyBird サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合において契約者は、変更後の約款の適用を受けるものとします。

(用語の定義)

第3条 この約款及び料金表においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信回線	電気通信を行うための回線
4 SafetyBird サービス	当社が設置する電気通信回線等を使用して、情報を配信するサービス
5 情報	SafetyBird サービスで配信する気象、災害、その他に関する情報
6 情報提供機関	情報を当社に提供する、気象庁及び気象業務支援センターを含む機関
7 緊急地震速報	情報のうち地震及び津波に関する情報で、情報提供機関から当社に提供されるもの
8 契約申込	SafetyBird サービスを利用する契約の申込
9 利用契約	当社が契約申込を承諾し締結するSafetyBird サービスの利用に係る契約
10 契約申込者	SafetyBird サービスの利用に係る、契約申込をした者
11 契約者	当社とSafetyBird サービスの利用に係る、利用契約を締結している者
12 無線設備	無線電信、無線電話その他電波を送り又は受けるための電氣的設備
13 無線局	電波法に規定される無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体。但し、受信のみを目的とするものは除く。
14 人工衛星局	SafetyBird サービスの提供に係る、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号。以下「電波法施行規則」といいます。）に規定される人工衛星に開設する無線局
15 地球局	SafetyBird サービスの提供に係る、電波法施行規則に規定される人工衛星局と通信を行うため地表に開設する無線局
16 専用回線	利用契約に基づいて設置される、契約者が占有する電気通信回線
17 端末設備	専用回線の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域を含みます。）又は同一の建物内であるもの
18 自営電気通信設備	電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1

	項の届出をした者。)以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
19 SafetyBird 地球局設備	SafetyBird サービスの提供に係る地球局の無線設備で、アンテナから SafetyBird 専用受信機を経て暗号解除ソフトウェアにいたる設備及び暗号解除キー
20 SafetyBird 専用受信機	SafetyBird サービスを受信するための専用受信機
21 SafetyBird 自営端末設備	契約者が設置する端末設備(以下「自営端末設備」という。)のうち、直接又は構内通信網を介して SafetyBird 地球局設備に接続して、情報を受信し、表示する端末設備
22 暗号解除ソフトウェア	SafetyBird 専用受信機から出力された暗号化情報を、暗号解除キーを使って解除するための当社が指定するソフトウェアで、SafetyBird 自営端末設備に装填されるもの
23 暗号解除キー	SafetyBird サービスで配信する暗号化された情報の暗号を解除するためのキーで、SafetyBird 自営端末設備等に装填されるもの
24 ネットワーク端末設備	以下の受信端末設備をいう。 (1) SafetyBird 自営端末設備から構内通信網及び広域通信網等の電気通信設備を介して、情報を配信する場合の受信端末設備 (2) 契約者が、電気通信事業として情報を配信する場合の受信端末設備 (3) 契約者が、電波放送及び放送に関する法令で定める、放送、有線テレビジョン放送、有線ラジオ放送、電気通信役務利用放送等の放送(以下「放送」という。)として情報を放送する場合の受信端末設備 (4) 契約者が、電気通信事業及び放送以外で、契約者以外に情報を配信する事業等を行なう場合の受信端末設備
25 配信センター	SafetyBird サービスを提供するための機能を有する当社が設置する設備
26 技術基準	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)に定める技術基準
27 人工衛星	当社が保有、運用する人工衛星(他社と共同で保有する場合は他社の専有部分を除きます。)
28 トランスポンダ	人工衛星に搭載された SafetyBird サービスの提供に係る電波中継器(送受信アンテナを含みます。)
29 Kuバンド	SafetyBird サービスに使用する周波数帯域であって、アップリンクにおいては14.000GHzから14.480GHzまで、ダウンリンクにおいては11.900GHzから12.750GHzまでの各帯域
30 SafetyBird 地球局設備の提供条件	SafetyBird サービスを利用するうえで、SafetyBird 地球局設備に関し契約者に遵守していただく事項等を規定したもの
31 警察機関	警察法(昭和29年法律第162号)による警察庁又は都道府県警察の機関
32 消防機関	消防組織法(昭和22年法律第226号)に規定する国又は地方公共団体の消防の機関
33 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること (2) 発行部数が、一の題号について8,000部以上であること
34 放送事業者	電波法の規定により放送局の免許を受けた者

35 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（33欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社
36 国又は地方公共団体等	国、地方公共団体、それらの地方支分部局、又は主としてそれらの機関に衛星通信のサービスを提供する公益法人
37 消費税等相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額を合算した額

第2章 SafetyBird サービスの内容

(SafetyBird サービスの品目等)

第4条 SafetyBird サービスの品目（以下「サービス品目」といいます。）は、次のとおりです。

品目	内容	備考
緊急地震速報配信サービス	人工衛星によるKuバンドの電波中継において、契約者の指定する地点に対し、緊急地震速報を配信するサービス。緊急地震速報には、高度利用者向け緊急地震速報及び津波予報を含みます。	高度利用者向け緊急地震速報の配信事項は、地震発生時刻、震源地、地震の規模、日本の主要各地の主要動（大きな揺れ）到達時刻と推定震度となります。 津波予報の配信事項は、津波警報（大津波、津波）又は津波注意報（津波注意）、及び津波情報（津波到達予想時刻や津波の高さの予想など）となります。 緊急地震速報の付加情報サービスとして、一般向け緊急地震速報を配信します。一般向け緊急地震速報の配信事項は、地震発生時刻、震央地域、強い揺れが予想される地域名となります。但し、情報提供機関より提供される事項に変更があった場合は、その変更のとおり配信事項となります。

- 緊急地震速報配信サービスにおいて、契約者は、SafetyBird 自営端末設備に、構内通信網又は広域通信網を介してネットワーク端末設備を接続して利用することができます。
- 緊急地震速報配信サービスにおいて、契約者は、SafetyBird 自営端末設備に、電気通信設備又は放送設備を経てネットワーク端末設備を接続し、電気通信事業又は放送、若しくは電気通信事業及び放送以外の事業等として、情報の配信を行なうことができます。
- 契約者が、緊急地震速報配信サービスを用いて、電気通信事業又は放送、若しくは電気通信事業及び放送以外の事業等を行う場合、当社は一切の責任を負うものではありません。

(SafetyBird サービスの提供に使用する人工衛星)

第5条 SafetyBird サービスの提供に使用する人工衛星は、当社が指定します。

(SafetyBird サービスのサービス提供区域)

第6条 SafetyBird サービスのサービス提供区域は、日本全国とします。

(SafetyBird サービスの提供に使用する周波数)

第7条 SafetyBird サービスに使用する周波数は、当社が指定します。

(専用回線の一端)

第8条 当社は、当社の配信センターと契約者が指定するSafetyBird専用受信機との間に電気通信回線を設置し、これを専用回線の一端とします。

- 当社は、前項のSafetyBird専用受信機の地点等を定めるときは契約者と協議します。

(SafetyBird 地球局設備の据え付け等)

第9条 契約者は、SafetyBird 地球局設備以外の地球局設備で SafetyBird サービスを利用することができません。

- 2 契約者は、SafetyBird 地球局設備の据え付けについて、契約者の責任と負担において、基礎工事及び設置並びに調整を行っていただきます。
- 3 契約者は、SafetyBird 地球局設備について、「SafetyBird 地球局設備の提供条件」を遵守していただきます。また、当該「SafetyBird 地球局設備の提供条件」が変更された場合、契約者の責任と負担において提供条件を遵守していただくものとします。
- 4 契約者は、SafetyBird 地球局設備を適正な状態に保つため、契約者の責任と負担により保守作業を行っていただきます。
- 5 SafetyBird 地球局設備を構成する機器のうち、暗号解除キーについては当社が貸与します。
- 6 契約者は、SafetyBird 地球局設備が故障又は滅失若しくは毀損等したときは、契約者の責任と負担において、その交換、修理その他の工事等を行っていただきます。
- 7 前項の場合で、暗号解除キーを再貸与する必要がある場合は、その旨を当社に申し出ていただきます。当社は、本項の申し出を受けた場合は、可能な限り速やかに、新たな暗号解除キーを契約者に貸与します。尚、再貸与により使用しなくなった暗号解除キーは、契約者の責任と負担により、速やかに当社に返却していただきます。但し、暗号解除キーを再貸与しなければならない原因が契約者の故意又は重過失による場合は、第43条（暗号解除キー再貸与料の支払義務）に基づき、暗号解除キー再貸与料の支払いが必要になります。
- 8 暗号解除キーを紛失した場合は、その旨を当社に申し出ていただきます。当社は、本項の申し出を受けた場合、可能な限り速やかに、新たな暗号解除キーを契約者に貸与します。尚、本項による暗号解除キーの再貸与については、第43条（暗号解除キー再貸与料の支払義務）に基づき、暗号解除キー再貸与料の支払いが必要になります。
- 9 SafetyBird 地球局設備の追加、変更、取り替え又は移転をするときは、その追加、変更、取り替え又は移転をした SafetyBird 地球局設備について、前8項を適用します。
- 10 SafetyBird 自営端末設備とする端末設備は、当社が指定する仕様を満たす端末設備としていただき、そのそれぞれに暗号解除ソフトウェア及び暗号解除キーを装填していただきます。

（電波法上の手続き）

第10条 当社は、SafetyBird サービスの提供に係る地球局の無線局について、電波法上の手続きが必要な場合は、当該手続きを行いません。

第3章 契約

第1節 契約申込及び利用契約の締結

(利用契約の単位等)

第11条 当社は、一の利用契約ごとに電気通信回線を設定し、暗号解除キー（貸与する基本数については料金表に規定します。）を貸与し、SafetyBird サービスを提供します。

- 2 利用契約は、一のSafetyBird 地球局設備ごとに締結していただきます。
- 3 一の利用契約について契約者は一人とします。

(サービス期間)

第12条 SafetyBird サービスを利用できる期間（以下「サービス期間」といいます。）は、第16条（利用開始日）に規定する利用開始日に開始し、第28条（当社が行う利用契約の解除）又は第29条（契約者が行う利用契約の解除）に基づく利用契約の解除となる日（以下「利用期間終了日」という。）までとします。

- 2 契約者は、第16条（利用開始日）に規定する利用開始日から1年を経過する日までの期間は、第29条（契約者が行う利用契約の解除）に基づく利用契約の解除はできません。

(サービス期間終了による暗号解除キーの返却)

第13条 契約者は、サービス期間の終了後、契約者の責任と負担により、速やかに暗号解除キーを当社に返却していただきます。尚、暗号解除キーを返却できない場合、当社は契約者に対して暗号解除キーの実費相当額を請求できるものとします。

(契約申込の方法)

第14条 契約申込にあたっては、次に掲げる事項を記載した当社所定の「SafetyBird サービス申込書」を当社に提出していただきます。

- (1) サービス品目
- (2) SafetyBird 地球局設備の設置予定場所及び据付完了予定日
- (3) 暗号解除キーの個数、ネットワーク端末設備の台数
- (4) 利用開始希望日
- (5) 接続する電気通信設備及び電気通信回線の有無
- (6) その他契約申し込みの内容を特定するための事項

- 2 利用開始希望日は、契約申込の日から起算して12か月が経過した日を超えない日としていただきます。

(契約申込の期限)

第15条 契約申込は、最も早く到来する利用開始希望日の1ヶ月前までに行なっていただきます。

(利用開始日)

第16条 当社は、第14条(契約申込の方法)第1項第(4)号の利用開始希望日を基準に、SafetyBird サービスの提供に係る電気通信設備の有無等を考慮し、契約申込者と協議の上、SafetyBird サービスの利用開始日(以下「利用開始日」といいます。)を定めます。

(契約申込の承諾)

第17条 当社は、契約申込に対して、契約申込を受け付けた順序に従い、次に掲げる事項について記載した当社所定の利用契約書の取り交わし又はこれに準ずる承諾書の発行をもって承諾します。

- (1) サービス品目
- (2) SafetyBird 地球局設備の設置予定場所及び据付完了予定日
- (3) 暗号解除キーの個数、ネットワーク端末設備の台数
- (4) 利用開始日
- (5) 接続する電気通信設備及び電気通信回線の有無
- (6) その他利用契約の内容を特定するための事項

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかの場合には、契約申込を承諾しないことがあります。

- (1) 申込のあったSafetyBird サービスを提供するために使用する電気通信設備が無いとき。
- (2) 申込のあった電気通信回線を設定し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (3) 申込のあった利用開始希望日にSafetyBird サービスの提供の開始ができないとき。
- (4) 契約申込者がSafetyBird サービスの料金その他の債務(この約款の規定により支払いを要することとなったSafetyBird サービスの料金以外の債務をいいます。以下この約款において同じとします。)のいずれかの支払を過去に怠り、若しくは現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (5) SafetyBird サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- (6) 契約者の情報を利用する目的が、情報提供機関の定める提供基準に適合しないと認められるとき。
- (7) 情報提供機関の情報提供システムの保守上、工事上の事由により、SafetyBird サービスを提供できないとき。

(他人利用)

第18条 契約者は、SafetyBird サービスを契約者以外の者に利用させる場合は、その利用者をあらかじめ当社に届出いただきます。また、その利用者を変更するときも、あらかじめ当社に届出いただきます。

2 契約者は、SafetyBird サービスを契約者以外の者に利用させる場合には、この約款に基づく契約者の義務をその利用者にも遵守させ、またその利用者がSafetyBird サービスの利用に関してなす一切の行為について、当社に対してその責任を負っていただきます。

第2節 契約者が行う利用契約事項等の変更の請求

(サービス品目の変更の請求)

第19条 契約者は、サービスの品目について変更又は追加の請求ができます。

(利用開始日の変更の請求)

第20条 契約者は、利用開始日の変更の請求ができます。但し、利用開始日の延期については、利用契約に定めた当初の利用開始日から60日を越えない日としていただきます。

(SafetyBird 地球局設備等の変更の請求等)

第21条 契約者は、SafetyBird 地球局設備の変更、取り替え、移転又はその設置予定場所及び据付完了予定日の変更の請求ができます。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約者の責により SafetyBird 地球局設備の据付完了予定日を変更することによって、最も早く到来する利用開始日に SafetyBird サービスの提供の開始ができなくなると当社が認めた場合は、その変更の請求はできません。
- 3 緊急地震速報配信サービスにおいて、契約者は、暗号解除キーの個数及びネットワーク端末設備の台数が利用契約に定めた数から増加又は減少となる場合は、契約の変更の請求をしていただきます。但し、暗号解除キーを基本数まで利用する限りにおいては、利用契約の変更は不要です。
- 4 前項の場合で、暗号解除キーの個数の減少及びネットワーク端末設備の台数の減少に係る利用契約の変更の請求は、利用開始日から1年間を経過した日以降でなければできません。

(変更の請求に対する承諾)

第22条 当社は、前3条の規定に基づく利用契約事項等の変更の請求については、SafetyBird サービスの提供に支障のない限り、第14条(契約申込の方法)、第15条(契約申込の期限)、第16条(利用開始日)及び第17条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

第3節 当社が行う利用契約の変更

(電気通信設備の使用不能に伴う利用契約の変更)

第23条 当社は、SafetyBird サービスの提供に使用する人工衛星等の電気通信設備が障害等により使用不能となり SafetyBird サービスを提供できない場合で、利用契約に定めた契約事項と異なる契約事項によって SafetyBird サービスを提供できるときは、契約者にその旨書面で通知します。

(利用契約の変更請求)

第24条 契約者は、当社から第23条(電気通信設備の使用不能に伴う利用契約の変更)に基づく通知を受けたときは、通知受領後30日以内にその利用契約の変更請求をしていただきます。

第4節 権利の譲渡

(利用契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第25条 契約者は、SafetyBird サービスの提供を受ける権利その他利用契約に基づく権利を他に譲渡することができません。

(契約者の地位の承継)

第26条 法人の合併等により契約者の地位の承継があったときは、合併等後存続する法人若しくは合併等により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかに当社に届け出ていただきます。

(契約者の名称等の変更)

第27条 契約者は、その名称又は商号若しくは住所等に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、すみやかに当社に届け出ていただきます。

第5節 利用契約の解除等

(当社が行う利用契約の解除)

第28条 当社は、次のいずれかの場合には、利用契約を解除すること（以下、「利用契約の解除」といいます。）があります。

- (1) 利用契約者が当社に提出した利用申込の内容が事実と相違していることが判明したとき。
 - (2) 利用契約者が約款の規定に基づき支払うべき料金その他債務について、料金表通則第10条（料金の支払期日）に定める支払期日までに支払わず、当社が相当の期間を定めて支払いの履行の催告を行ったにも拘らず、当該料金又は債務を支払わなかったとき。
 - (3) 第31条（サービス提供の停止）の規定に基づき SafetyBird サービスの提供を停止した場合で停止期間が14日以上となったとき。
 - (4) SafetyBird サービスの提供に係る人工衛星等の電気通信設備が使用不能となり契約者が第24条（利用契約の変更請求）の規定に基づく変更請求を行わなかったとき。
 - (5) SafetyBird サービスの提供に係る人工衛星等の電気通信設備が使用不能となり SafetyBird サービスの提供ができず、かつ利用契約で定めた利用契約に定めた契約事項と異なる契約事項による SafetyBird サービスの提供もできないとき。
- 2 当社は、前項第(1)号乃至又は第(4)号の規定により利用契約を解除するときは、あらかじめ、契約者にその旨書面で通知しますが、前項第(5)号の規定によるときは、口頭でその旨通知し、事後すみやかに書面で確認します。
- 3 当社は、契約者が第31条（サービス提供の停止）第1項第(1)号から第(6)号及び第2項の規定のいずれかに該当する場合でその事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと当社が認めたときは、SafetyBird サービスの提供の停止をしないで、書面による通知によって、直ちに利用契約を解除することがあります。
- 4 当社は、情報提供機関からの情報の提供が中断等となり、その回復が困難と判断するときは、書面による通知によって、利用契約の解除をすることがあります。
- 5 当社は、当社と情報提供機関との情報の提供に関する契約が解除になった場合は、書面による通知によって、利用契約を解除させていただきます。

(契約者が行う利用契約の解除)

第29条 契約者は、利用契約の解除を行おうとするときは、利用契約を解除しようとする日の1ヶ月前までに、当社に書面により通知していただきます。

第4章 SafetyBird サービスの提供の中止及び停止

(サービス提供の中止)

第30条 当社は、次のいずれかの場合には、SafetyBird サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第36条(SafetyBird サービスの利用の制限)の規定に該当するとき。
- (3) 情報提供機関からの情報の提供が中断等されたとき。

2 当社は、前項の規定により SafetyBird サービスの提供を中止するときは、あらかじめ、契約者にその旨書面で通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(サービス提供の停止)

第31条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合には、その事実が解消されるまで、SafetyBird サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 第21条(SafetyBird 地球局設備等の変更の請求等)第3項の規定によるネットワーク端末設備の台数の変更に係る利用契約の変更請求を行わなかったとき。
- (2) 第33条(SafetyBird 自営端末設備に異常がある場合等の検査)若しくは第35条(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められないSafetyBird 自営端末設備又は自営電気通信設備を SafetyBird 地球局設備から取りはずさなかったとき。
- (3) 第51条(SafetyBird 地球局設備の点検)に規定する当社の検査又は点検を拒んだとき。
- (4) 第57条(SafetyBird 地球局設備の保管及び運用等)の規定に違反したとき。
- (5) SafetyBird 地球局設備に関し、事業法、事業法関連諸規則、電波法、電波法関連諸規則、及び「SafetyBird 地球局設備の提供条件」に定める条件を遵守しないとき。
- (6) 第18条(他人利用)の規定に基づき SafetyBird サービスを利用する契約者以外の者のなす行為が前5号のいずれかに該当したとき。

2 当社は、契約者の SafetyBird サービスの利用によって当社が電波法及び放送法に規定する放送を行うこととなるとき又は行うに至ったときは、SafetyBird サービスの提供を停止します。

3 当社は、前2項の規定により SafetyBird サービスの提供を停止するときは、あらかじめ、その理由、提供を停止する日時を契約者にその旨書面で通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第5章 接続等

第1節 SafetyBird 自営端末設備の接続等

(SafetyBird 自営端末設備の接続)

第32条 契約者は、SafetyBird 地球局設備に直接又は電気通信設備を介して SafetyBird 自営端末設備を接続する場合は、その SafetyBird 自営端末設備を特定するための事項について記載した所定の書面により、その接続について、当社に登録していただくことがあります。

2 前項の場合、契約者は次の事項を遵守していただきます。

- (1) 技術基準に適合させること。
- (2) 事業法施行規則第31条に適合させること。
- (3) SafetyBird サービスの提供に支障又はそのおそれをきたさないこと。

3 当社は、SafetyBird 地球局設備と SafetyBird 自営端末設備の接続について、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準に適合するかどうかの検査を行なうことがあります。

4 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

5 契約者がその SafetyBird 自営端末設備を追加、変更、取り替え、取り外し又は移転をしたときについても、前4項の規定に準じて取り扱います。

(SafetyBird 自営端末設備に異常がある場合等の検査)

第33条 当社は、SafetyBird 地球局設備に接続されている SafetyBird 自営端末設備に異常がある場合その他 SafetyBird サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その SafetyBird 自営端末設備の接続が技術基準に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。

2 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

3 第1項の検査を行った結果、SafetyBird 自営端末設備が技術基準に適合していないと当社が認めたときは、契約者は、その SafetyBird 自営端末設備を SafetyBird 地球局設備から取りはずしていただきます。

第2節 自営電気通信設備の接続等

(自営電気通信設備の接続)

第34条 契約者は、SafetyBird地球局設備に直接又は電気通信設備を介して自営電気通信設備を接続する場合は、その接続を行う場所、その自営電気通信設備の名称、その自営電気通信設備を特定するための事項について記載した所定の書面により、その接続について、当社に登録していただくことがあります。

- 2 契約者は、前項の接続をする場合、その接続を技術基準に適合させ、SafetyBirdサービスの提供に支障又はそのおそれをきたさないようにしていただきます。
- 3 当社は、SafetyBird地球局設備と自営電気通信設備の接続について、事業法施行規則第34条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行うことがあります。
- 4 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 5 契約者がその自営電気通信設備を追加、変更、取り替え、取り外し又は移転をしたときについても、前4項の規定に準じて取り扱います。

(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

第35条 SafetyBird地球局設備等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他SafetyBirdサービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第33条(SafetyBird自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

第6章 利用の制限

(SafetyBird サービスの利用の制限)

第36条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため、次に掲げる機関(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)の緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱い、SafetyBird サービスの利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関(海上保安庁の機関を含みます。)
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
新聞社の機関
放送事業者の機関
通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

第7章 料金等

第1節 料金の支払義務

(料金表の設定)

第37条 当社は、SafetyBird サービスの料金表を定めます。

(登録料の支払義務)

第38条 契約者は、利用契約に基づく SafetyBird サービスの利用に関し、料金表に規定する登録料を支払っていただきます。

(サービス利用料の支払義務)

第39条 契約者は、利用契約に基づく SafetyBird サービスの利用に関し、料金表に規定するサービス利用料を支払っていただきます。但し、サービス利用料の支払いは、利用開始日が月の初日以外の日の場合は月額で定める額を日割りせず、利用開始日の属する月の翌月からサービス利用料を支払っていただきます。又、利用期間終了日が月の末日以外の日であっても、その月のサービス利用料については月額で定める額の全額を支払っていただきます。

(暗号解除キー追加利用料の支払義務)

第40条 契約者は、緊急地震速報配信サービスにおいて、暗号解除キーの個数に係る利用契約の変更により、料金表に規定する暗号解除キー追加利用料があらたに適用となる場合、又は暗号解除キー追加利用料の額が変更となる場合は、変更後の利用契約に基づく暗号解除キー追加利用料を支払っていただきます。但し、本条の場合の利用契約の変更日が月の初日以外の日の場合は、月額で定める額を日割りせず、利用契約の変更日の属する月の翌月から、変更後の利用契約に基づく暗号解除キー追加利用料を適用して支払っていただきます。又、利用期間終了日が月の末日以外の日であっても、その月の暗号解除キー追加利用料については月額で定める額の全額を支払っていただきます。

(ネットワーク端末設備接続料の支払義務)

第41条 契約者は、料金表に規定するネットワーク端末設備接続料を支払っていただきます。但し、ネットワーク端末設備接続料の支払いは、利用開始日が月の初日以外の日の場合は月額で定める額を日割りせず、利用開始日の属する月の翌月からネットワーク端末設備接続料を支払っていただきます。又、利用期間終了日が月の末日以外の日であっても、その月のネットワーク端末設備接続料については月額で定める額の全額を支払っていただきます。

- 2 契約者は、ネットワーク端末設備に係る利用契約の変更により、適用される料金が変わった場合は、当該料金を支払っていただきます。但し、本項の場合の利用契約の変更日が月の初日以外の日の場合は、月額で定める額を日割りせず、利用契約の変更日の属する月の翌月から変更後の利用契約に基づくネットワーク端末設備接続料を適用して支払っていただきます。

(サービス提供の停止期間における料金等の支払義務)

第42条 契約者は、第31条(サービス提供の停止)の規定に基づくSafetyBirdサービスの提供の停止の期間についても、前3条の規定に従い、サービス利用料、暗号解除キー追加利用料、及びネットワーク端末設備接続料を支払っていただきます。

(暗号解除キー再貸与料の支払義務)

第43条 契約者は、第9条(SafetyBird地球局設備等)第8項又は第9項により、交換・紛失した暗号解除キーの再貸与を受ける場合は、料金表に規定する暗号解除キー再貸与料を支払っていただきます。

(支払いを要しない料金)

第44条 当社が、第30条(サービス提供の中止)第1項の規定に基づきSafetyBirdサービスの提供を中止した場合で、中止した時間から起算して120時間以上その中止が連続したときは、中止した時間(120時間の倍数である部分に限ります。)に対応するサービス利用料、暗号解除キー追加利用料、及びネットワーク端末設備接続料の支払いを要しません。サービス品目の一部についてSafetyBirdサービスの提供を中止した場合は、本規定を準用して取り扱います。

2 前項の規定によるほか、契約者は、人工衛星に障害が発生したとき、又は契約者の責に帰し得ない事由による地球局設備の使用不能(太陽雑音、激しい降雨、電波干渉その他当社が管理できない事情による使用不能は除きます。)により利用契約に係るSafetyBirdサービスの全部又は一部に係る専用回線を全く利用できない状態(その専用回線によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)となった場合で、そのことを当社が知った時刻から起算して120時間以上その状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用ができなかった時間(120時間の倍数である部分に限ります。)に対応するサービス利用料、暗号解除キー追加利用料、及びネットワーク端末設備接続料の支払いを要しません。

3 契約者は、前2項の規定に基づく場合のほかは料金の支払いを要します。

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。但し、返還される料金に対しては利息を付しません。

(月額料金の日割)

第45条 当社は、第44条(支払を要しない料金)第1項及び第2項の規定に該当するとき、又は、債務等の支払額を算出にあたり月額で定められている料金を日割する必要がある場合は、月額で定められている料金を日割りします

2 前項の規定による月額料金の日割りは、暦日数により行います。

第2節 料金の計算

(料金の計算方法等)

第46条 料金の計算方法等は、料金表通則に定めるところによります。

第3節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第47条 契約者は、料金等その他の債務の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税等相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振入入金により支払っていただきます。

(延滞利息)

第48条 契約者は、料金及びその他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払の日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算した額を延滞利息として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振入入金により支払っていただきます。

第4節 違約金

(違約金)

第49条 契約者は、当社が第31条(サービス提供の停止)の規定に基づき契約者にSafetyBirdサービスの提供の停止を通知したにもかかわらず、停止しなければならない時刻を経過しても利用を停止しないときは、その利用を停止しない時間(1分の倍数である部分に限ります。)に対応するサービス利用料及び暗号解除キー追加利用料並びにネットワーク端末設備接続料の10倍に相当する額(本項の違約金を算定する場合は、月額で定められている料金の分単位の額を基準とします。)を違約金として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振入入金により支払っていただきます。

第8章 保守

（電気通信設備の維持）

第50条 当社は、SafetyBird 地球局設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持するため、契約者に必要な措置をとっていただくことがあります。

（SafetyBird 地球局設備の点検）

第51条 当社は、電波法及び電波法関連諸規則に基づき SafetyBird 地球局設備の検査及び機能確認を行うとすると、又は保守のために SafetyBird 地球局設備を点検しようとするときは、あらかじめ、その期日及び検査を行う場所を契約者にその旨書面で通知します。

- 2 契約者は、前項の通知があったときは、その検査及び点検を拒んではなりません。
- 3 第1項の検査及び点検を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

（契約者の維持責任）

第52条 契約者は、SafetyBird 地球局設備に接続されている SafetyBird 自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

（契約者の切分責任）

第53条 契約者は、SafetyBird サービスを利用することができなくなった場合には、SafetyBird 自営端末設備、自営電気通信設備又は暗号解除キーを除く SafetyBird 地球局設備に故障がないことを確認の上、当社に修理又は復旧の請求をしていただきます。

- 2 当社は、前項の契約者による確認に際して、契約者から要請があったときは、当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にその旨書面で通知します。
- 3 当社は、契約者の請求により当社の係員を派遣して前項の試験を行った場合で、その結果、SafetyBird サービスを利用できない原因が、SafetyBird サービスの提供に係わる電気通信設備の故障でなく、SafetyBird 自営端末設備、自営電気通信設備又は暗号解除キーを除く SafetyBird 地球局設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用に消費税等相当額を加算した額を支払っていただきます。

第9章 損害賠償等

(責任の制限)

- 第54条** 当社は、SafetyBird サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由（暗号解除キー以外の SafetyBird 地球局設備に係るものを除く。）によりその提供をしなかったときは、その SafetyBird サービスの全部又は一部が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、120 時間以上その状態が連続したときに限り、契約者に損害を賠償します。尚、情報提供機関からの情報の提供が中止されるなど情報提供機関に起因する場合は、本項の適用はありません。
- 2 前項の場合において、当社は、SafetyBird サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（120 時間の倍数である場合に限り。）に対応する SafetyBird サービスのサービス利用料及び暗号解除キー追加利用料並びにネットワーク端末設備接続料を契約者の被った損害とみなし、その額に限り賠償します。
 - 3 前項の場合において SafetyBird サービスの全部又は一部が全く利用できない状態が連続した時間に対応する SafetyBird サービスのサービス利用料及び暗号解除キー追加利用料並びにネットワーク端末設備接続料の額の算定にあたっては当該月額料金を日割按分するものとします。
 - 4 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失により SafetyBird サービスを提供しなかったときは、前3項の規定は適用しません。

(免責)

- 第55条** 当社は、SafetyBird サービスの提供の開始が利用契約に定めた利用開始日より遅れた場合であっても、前条の規定に基づく損害賠償責任を負わず契約者の被る損害の賠償請求に応じません。
- 2 SafetyBird 地球局設備の不具合に起因して契約者に発生した損害については、前条の規定に基づく損害賠償責任を負わず契約者の被る損害の賠償請求に応じません。
 - 3 当社は、SafetyBird サービスによる情報の配信、及び情報自体に起因する一切の損害について、前条の規定に基づく損害賠償責任を負わず契約者の被る損害の賠償請求に応じません。
 - 4 SafetyBird サービスを事業利用して行う契約者の通信事業、放送、その他の事業に係る一切について、前条の規定に基づく損害賠償責任を負わず契約者の被る損害の賠償請求に応じません。

第10章 その他の提供条件

(SafetyBird 地球局設備等の据え付けに関する申請等)

第56条 契約者は、SafetyBird 地球局設備等の据え付けに関し、電波法及び事業法以外の許認可又はその他の申請等が必要な場合は、契約者の責任と負担において、その申請等を実施していただきます。

(SafetyBird 地球局設備の保管及び運用等)

第57条 契約者は、SafetyBird 地球局設備に関し、次のことを遵守するものとします。

- (1) 当社の承諾なしに、SafetyBird 地球局設備の追加、変更、取り替え又は移転を行わないこと。但し、天災、事変その他の非常事態に際して SafetyBird 地球局設備を保護する必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、SafetyBird 地球局設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (3) SafetyBird 地球局設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - (4) 「SafetyBird 地球局設備の提供条件」を遵守し、「SafetyBird 地球局設備の提供条件」に基づいて、SafetyBird 地球局設備の保守を実施すること。
- 2 契約者は、第51条(SafetyBird 地球局設備の点検)の規定に基づく検査及び点検に必要な協力をしていただきます。

(電波干渉対策に要する工事等)

第58条 契約者は、SafetyBird 地球局設備に関し、電波干渉対策が必要な場合は、その必要な工事その他電波干渉対策を契約者の責任と負担において実施していただきます。

(ネットワーク端末設備の報告)

第59条 当社は、契約者に、ネットワーク端末設備の台数について報告を求めることがあります。この場合、契約者は、ネットワーク端末設備の台数を客観的に証明する書類を添付して、ネットワーク端末設備の台数を当社に報告していただきます。

(SafetyBird 地球局設備の設置場所等の提供)

第60条 SafetyBird 地球局設備を設置するために必要な場所及び設備は、契約者に提供していただきます。

(SafetyBird 地球局設備に必要な電気の提供)

第61条 SafetyBird 地球局設備に必要な電気は、契約者に提供していただきます。

附則

(実施期日)

この約款は、平成 18 年 10 月 1 日より実施します。

附則

(実施期日)

この約款は、平成 19 年 10 月 1 日より実施します。

附則

(実施期日)

この約款は、平成 20 年 2 月 1 日より実施します。

附則

(実施期日)

この約款は、平成 21 年 4 月 1 日より実施します。

附則

(実施期日)

この約款は、平成 22 年 4 月 1 日より実施します。

資料名 SafetyBirdサービス契約約款

資料番号 衛統括-P1-10-001

平成 18年 10月 1日 第1版

平成 19年 10月 1日 第2版

平成 20年 2月 1日 第3版

平成 21年 4月 1日 第4版

平成 22年 4月 1日 第5版

スカパー J S A T 株式会社

東京都港区赤坂1-14-14

TEL :03-5571-7770



スカパーJSAT

衛約款-P3-10-001

SafetyBirdサービス 料金表

第5版
(平成22年4月)

スカパーJSAT株式会社

SafetyBird サービス料金表 目次

通則	1
第1条	約款及び料金表の適用	1
第2条	料金表の変更	1
第3条	消費税等相当額の加算	1
第4条	料金の臨時減免	1
第5条	登録料の支払義務	1
第6条	サービス利用料の支払義務	1
第7条	暗号解除キー追加利用料の支払義務	1
第8条	ネットワーク端末設備接続料の支払義務	1
第9条	暗号解除キー再貸与料の支払義務	2
第10条	料金の支払期日	2
第11条	端数処理	2
第1表	登録料	3
第2表	サービス利用料	3
第3表	暗号解除キー追加登録料	3
第4表	ネットワーク端末設備接続料	3
第5表	暗号解除キー再貸与料	4
附則	5

通 則

(約款及び料金表の適用)

第1条 SafetyBird サービスに関する料金等は、SafetyBird サービス契約約款(以下「約款」という。)及びこのSafetyBird サービス料金表(以下「料金表」という。)に定めるところにより適用します。

(料金表の変更)

第2条 当社は、SafetyBird サービスに関する料金表に定める料金を変更することがあります。この場合には変更後の料金表に定める料金により提供します。

(消費税等相当額の加算)

第3条 この料金表に基づき支払いを要するものとされている額は、この料金表に規定する額に消費税等相当額を加算した額とします。

(料金の臨時減免)

第4条 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、料金表及び約款の規定にかかわらず、臨時に料金を減免することがあります。

(登録料の支払義務)

第5条 契約者は、利用契約に基づくSafetyBird サービスの利用に関する登録料の支払いについて、約款に定めるとおり、料金表第1表(登録料)に規定する登録料を支払っていただきます。

(サービス利用料の支払義務)

第6条 契約者は、利用契約に基づくSafetyBird サービスの利用に関するサービス利用料の支払いについて、約款に定めるとおり、料金表第2表(サービス利用料)に規定するサービス利用料を支払っていただきます。

(暗号解除キー追加利用料の支払義務)

第7条 契約者は、利用契約に基づくSafetyBird サービスの利用に関する暗号解除キー追加利用料の支払いについて、約款に定めるとおり、料金表第3表(暗号解除キー追加利用料)に規定する暗号解除キー追加利用料を支払っていただきます。

(ネットワーク端末設備接続料の支払義務)

第8条 契約者は、利用契約に基づくSafetyBird サービスの利用に関するネットワーク端末設備接続料の支払いについて、約款に定めるとおり、料金表第4表(ネットワーク端末設備接続料)に規定するネットワーク端末設備接続料を支払っていただきます。

(暗号解除キー再貸与料の支払義務)

第9条 利用契約に基づく SafetyBird サービスの利用に関する暗号解除キー再貸与料の支払いについて、約款の規定により暗号解除キー再貸与料の支払が必要とされる場合は、約款に定めるとおり、料金表第5表(暗号解除キー再貸与料)に規定する暗号解除キー再貸与料を支払っていただきます。

(料金の支払期日)

第10条 契約者は、料金等その他の債務について、それぞれ次の期日までに、当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただきます。

区 分	支 払 期 日
1 登録料	利用契約の締結後、SafetyBird サービスの利用を開始する前に当社が行う登録作業が完了した日の属する月の翌月末。
2 サービス利用料 及び暗号解除キー追加利用料	SafetyBird サービスの利用開始日の属する月の翌月から、当月分として当月末。 但し、利用開始日が月の初日の場合は、利用開始日の属する月から、当月分として当月末。
3 ネットワーク端末設備接続料	SafetyBird サービスの利用開始日の属する月の翌月から、当月分として当月末。 但し、利用開始日が月の初日の場合は、利用開始日の属する月から、当月分として当月末。
4 暗号解除キー再貸与料	暗号解除キーを契約者に再貸与した日の属する月の翌月末。

- 2 料金その他の債務は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 3 契約者が国もしくは地方公共団体等である場合又は利用契約者が約款の規定に基づき当社が提供する利用回線を専ら国もしくは地方公共団体等に再販する電気通信事業者である場合、その利用契約者との協議により当社が承諾した場合に限り、1項に掲げる料金等の債務について、同号に定める支払期日とは別に当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただくことがあります。
- 4 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、前3項の規定にかかわらず、当社は、第1項に掲げる料金及びその他の債務について、契約者に、当社が別に定める期日までに当社指定の方法により支払っていただくことがあります。
- 5 料金その他の債務の支払いの際に発生する金融機関への手数料等は、契約者に負担していただきます。
- 6 当社は、当社が必要と認めた場合は、第1号に掲げる料金等の債務について、同号に定める支払期日とは別に支払期日を指定することができるものとします。その場合、当社は事前にその旨を利用契約者に書面で通知することとします。

(端数処理)

第11条 料金その他の債務の計算(消費税等相当額の計算も含まれます。)の結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

料金表

第1表 登録料

(単位：円)

登録料	適用
25,000	利用契約毎に適用します。

第2表 サービス利用料

月額(単位：円)

品目	利用契約数	利用契約毎サービス利用料	暗号解除キー基本数	適用
緊急地震速報配信サービス	1～4	30,000	3個	一般利用向け緊急地震速報の配信をご利用の場合、オプション利用料として、利用契約数毎に20,000円を加算いたします。
	5～9	29,500		
	10～14	29,000		
	15～19	28,500		
	20～24	28,000		
	25～29	27,500		
	30以上	27,000		

第3表 暗号解除キー追加利用料

月額(単位：円)

品目	暗号解除キー追加利用料	適用
緊急地震速報配信サービス	3,000	ご利用になる暗号解除キーの4個目以上について、1個ごとに適用します。

第4表 ネットワーク端末設備接続料

月額(単位：円)

品目	ネットワーク端末設備の台数	ネットワーク端末設備接続料
緊急地震速報配信サービス	ネットワーク端末設備が1台以上100台までの場合	30,000
	ネットワーク端末設備が101台を超える場合	60,000

第5表 暗号解除キー再貸与料

(単位：円)

暗号解除キー再貸与料	適用
15,000	再貸与となる暗号解除キーについて1個ごとに適用します。

附則

この料金表は、平成 18 年 10 月 1 日より実施します。

附則

この料金表は、平成 19 年 10 月 1 日より実施します。

附則

この料金表は、平成 20 年 2 月 1 日より実施します。

附則

この料金表は、平成 21 年 4 月 1 日より実施します。

附則

この料金表は、平成 22 年 4 月 1 日より実施します。

資料名 SafetyBirdサービス料金表

資料番号 衛約款-P3-10-001

平成 18年 10月 1日	第1版
平成 19年 10月 1日	第2版
平成 20年 2月 1日	第3版
平成 21年 4月 1日	第4版
平成 22年 4月 1日	第5版

スカパー J S A T 株式会社

東京都港区赤坂1-14-14

TEL :03-5571-7770
